



島根県報

平成25年11月22日（金）

第2,549号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の名称の変更	（ 〃 ）	2
県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	2
公有水面埋立免許の出願（2件）	（港 湾 空 港 課）	3

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	6
----------------------------	---------	---

【特定調達公告】

広域情報通信ネットワーク機器、警察本部庁舎ネットワーク機器更新に係る賃貸 借及び附帯する導入委託業務に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	8
---	-----------	---

【正 誤】

平成25年8月2日付け島根県報第2,517号中	（総 務 課）	9
平成25年3月29日付け島根県報号外第73号中	（人 事 課）	9
平成25年3月29日付け島根県報号外第75号中	（ 〃 ）	9

告 示

島根県告示第772号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成25年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
かわたに薬局	松江市北田町133-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年11月1日

島根県告示第773号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成25年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称		所 在 地		
変 更 前	変 更 後			
ワタキュー薬局宍道湖店	フロンティア薬局松江店	松江市乃白町170-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年11月 1日
ワタキュー薬局おおだ店	フロンティア薬局大田店	大田市大田町吉永1562 -2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年11月 1日

島根県告示第774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美談地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第775号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

区域－A

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田66番1から同92番1の地先の公有水面

区域－B

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田92番1から同59番5の地先の公有水面

区域－C

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田26番3から同17番3に至る県道の地先の公有水面

区域－D

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田17番3から同湯ノ津1番12に至る県道の地先の公有水面

イ 区域

区域－A

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P + 0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から67度33分59秒、693.80メートルの地点

②の地点 ①の地点から195度35分49秒、0.87メートルの地点

区域－B

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P + 0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から65度54分30秒、709.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から184度10分40秒、0.68メートルの地点

③の地点 ②の地点から193度12分59秒、13.47メートルの地点

④の地点 ③の地点から194度38分40秒、7.87メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から194度54分51秒、1.85メートルの地点

区域－C

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P + 0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から55度48分52秒、735.77メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度4分46秒、2.73メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から160度3分29秒、9.62メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から157度34分37秒、9.78メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から155度17分45秒、9.78メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から153度40分15秒、19.90メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から153度12分2秒、14.52メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から153度16分27秒、3.79メートルの地点

区域-D

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（TP+0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から42度21分21秒、823.06メートルの地点
 ②の地点 ①の地点から164度41分45秒、15.12メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から164度36分35秒、20.00メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から164度36分35秒、20.00メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から164度15分10秒、19.88メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から162度4分46秒、1.52メートルの地点

ウ 面積

- 区域-A 0.76平方メートル
 区域-B 10.15平方メートル
 区域-C 255.56平方メートル
 区域-D 637.30平方メートル
 合計 903.77平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田66番1、同92番1、同64番3、同59番5、同59番3、同58番1、同26番3、同17番3及び同湯ノ津1番12地内並びに同小田66番1から同湯ノ津1番12に至る地先の県道地内並びに同小田66番1から同湯ノ津1番12に至る地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びAの地点とXの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から67度42分53秒、677.61メートルの地点
 Bの地点 Aの地点から17度43分52秒、22.37メートルの地点
 Cの地点 Bの地点から8度46分43秒、18.98メートルの地点
 Dの地点 Cの地点から1度36分20秒、5.99メートルの地点
 Eの地点 Dの地点から357度1分37秒、6.88メートルの地点
 Fの地点 Eの地点から349度11分10秒、19.40メートルの地点

Gの地点 Fの地点から340度58分32秒、11.71メートルの地点
Hの地点 Gの地点から334度14分11秒、27.01メートルの地点
Iの地点 Hの地点から332度40分33秒、30.38メートルの地点
Jの地点 Iの地点から341度20分33秒、29.05メートルの地点
Kの地点 Jの地点から344度44分25秒、39.20メートルの地点
Lの地点 Kの地点から344度54分17秒、23.87メートルの地点
Mの地点 Lの地点から344度31分7秒、24.92メートルの地点
Nの地点 Mの地点から344度41分45秒、13.43メートルの地点
Oの地点 Nの地点から343度28分2秒、23.86メートルの地点
Pの地点 Oの地点から341度22分58秒、6.96メートルの地点
Qの地点 Pの地点から340度11分36秒、54.07メートルの地点
Rの地点 Qの地点から348度34分50秒、9.85メートルの地点
Sの地点 Rの地点から358度36分37秒、9.53メートルの地点
Tの地点 Sの地点から74度38分6秒、62.45メートルの地点
Uの地点 Tの地点から164度17分31秒、224.03メートルの地点
Vの地点 Uの地点から154度37分32秒、74.57メートルの地点
Wの地点 Vの地点から169度12分3秒、38.63メートルの地点
Xの地点 Wの地点から189度53分33秒、72.75メートルの地点

ウ 面積

24,027.26平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願の年月日

平成25年11月11日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場

島根県告示第776号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町飯田浜71番18、同71番18に接する県道及び同町飯田矢谷5番1の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（C. D. L + 0.61m）に

おける公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- ①の地点 宮原四等三角点（北緯36度13分25秒、東経133度20分55秒）から194度59分31秒、514.03メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から309度22分19秒、3.66メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から219度22分19秒、2.84メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から246度49分15秒、0.97メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から281度55分22秒、0.97メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から309度22分19秒、10.65メートルの地点

ウ 面積

133.83平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町飯田浜71番18、同71番17、同71番22、同71番18に接する県道並びに同町飯田矢谷5番9及び同5番1の地内並びに同町飯田浜71番18及び同71番18に接する県道並びに同町飯田矢谷5番1の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 宮原四等三角点（北緯36度13分25秒、東経133度20分55秒）から194度20分39秒、560.85メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から309度22分19秒、54.00メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から39度22分19秒、16.20メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から70度22分19秒、39.43メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から129度22分19秒、33.69メートルの地点

ウ 面積

2,356.76平方メートル

3 埋立地の用途

海岸保全施設用地

4 出願の年月日

平成25年11月11日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場

公

告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成25年11月22日

島根県知事 溝口善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万1千トン（平成22年）、生産額で185億円（平成22年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んで

あり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国固有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさば並びにずわいがにについては平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（まさば及びごまさば並びにずわいがにについては平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	31,000トン
まさば及びごまさば	22,000トン	23,000トン
まあじ	38,000トン	34,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源	第一種特定海洋生物資源	平成24年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては平成24年7月から平成25年6月まで）の知事管理量	平成25年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては平成25年7月から平成26年6月まで）の知事管理量

資源の種類	の採捕の種類	成24年7月から平成25年6月まで)の知事管理量	平成25年7月から平成26年6月まで)の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	30,700トン
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	22,000トン
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	32,700トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年11月22日

島根県警察本部長 福田 正 信

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
広域情報通信ネットワーク機器、警察本部庁舎ネットワーク機器更新に係る賃貸借及び附帯する導入委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社山陰支店 島根県松江市朝日町477-17
- 5 落札金額
84,828,135円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年9月10日

正**誤**

平成25年8月2日付け島根県報第2,517号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から6	平成25年8月6日	平成25年8月2日

平成25年3月29日付け島根県報号外第73号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
13	下から20	第64条第5項の表以外の部分中「又は事業所」を削り、同項	第64条第5項

平成25年3月29日付け島根県報号外第75号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から20	別表県土整備事務所の部土地改良法の項第5号中「又は第133条」及び「又は検査」を削り、同部	別表県土整備事務所の部